（第二面）

欠格事由			
	1　禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。	ある□	ない□
	あるときはその罪及び刑		
	あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日	年　月　日	
	2　建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。	ある□	ない□
	あるときはその罪及び刑		
	あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日	年　月　日	
	3　建築士法第９条第１項第４号又は第10条第１項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。	ある□	ない□
	あるときは、その日	年　月　日	
	4　建築士法第10条第１項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に建築士法第９条第１項第１号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。	ある□	ない□
	業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間	年　月　日から 年　月　日まで	
	5　精神の機能の障害により一級建築士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態ですか。	はい□	いいえ□

※登録機関記載欄

（第二面）

欠格事由			
	1　禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。	ある□	ない□
	あるときはその罪及び刑		
	あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日	年　月　日	
	2　建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。	ある□	ない□
	あるときはその罪及び刑		
	あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日	年　月　日	
	3　建築士法第９条第１項第４号又は第10条第１項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。	ある□	ない□
	あるときは、その日	年　月　日	
	4　建築士法第10条第１項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に建築士法第９条第１項第１号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。	ある□	ない□
	業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間	年　月　日から 年　月　日まで	
	5　精神の機能の障害により一級建築士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態ですか。	はい□	いいえ□

※経由庁（機関）記載欄	※登録機関記載欄